公示送達（令和８年岡南税第２４７号）

別紙記載の者に係る書類について、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び岡山市市税条例（昭和２５年市条例第４７号）第１０条の規定により、公示送達をする。

なお該当書類は南区市税事務所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２０日

岡山市長　　大　森　雅　夫

公示送達対象者一覧

No.	氏名・名称
1	西村　一貴